

小規模建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
1	移動等円滑化経路	移円	1	移動等円滑化経路(*)上には、階段又は段差を設けない		1			
2	出入口	移円	1	移動等円滑化経路を構成する出入口は次に掲げるもの					
			1	幅80cm以上					
3	廊下等	移円	1	移動等円滑化経路を構成する廊下等は次に掲げるもの					
			1	幅90cm以上					
4	階段	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上は次に掲げるもの					
			1	段のある部分に連続した手すりの設置					
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					
5	傾斜路	移円	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路(階段に代わるものに限る。)は、高齢者、障がい者が円滑で安全に移動できる構造であること					
			1	段のある部分に連続した手すりの設置					
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造					
6	便所	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げるみんなのトイレを1以上設置					
			1	車いす使用者が利用できるような空間を確保					
7	又は客席	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に全席数の1/50(1席未満の端数は切り上げ)以上、車いす使用者のためのスペースを設置					
			2	車いす使用者のためのスペースの水平部分は間口90cm、奥行140cm以上					
			3	車いす使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、こう配が1/12以下の傾斜路を設置					
8	敷地内の通路	移円	1	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の幅は135cm以上					
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					
9	標識・案内	-	1	移動等円滑化の措置がとられた便所その他の施設の付近に、必要に応じて次に掲げる要件に該当する標識を設置					
			1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設けること					
10	レジ通路	一般	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は、その1以上を次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上					
11	洗面所等	-	1	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器又は手洗器を設ける場合は1以上を、高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造とすること					
			1	手すりを設ける場合は次に掲げるもの					
12	手すり	-	1	誘導を考慮し、連続して設置					
			2	便所、浴室等の移乗等を補助する手すりは、動作に応じて水平・垂直型のものを設置					
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法等に配慮					

小規模建築物の遵守基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目		経路	チェック	番号	整備内容	適	緩和措置	例外措置	適用なし	審査
13	点・線状ブロックの敷設	-		1	別表第4、15の項第2号又は第3号の規定による案内設備等を設ける場合は、道等からその案内設備等まで、それ以外の場合は、道等から直接地上に通じる出入口まで点状、線状ブロック又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置			-		

*1	移動等円滑化経路は次に掲げる地点間を結ぶ経路で、それぞれの地点に対して1以上の経路
ア	建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室(利用居室という。)を設ける場合は、道等から当該利用居室までの経路
イ	建築物又はその敷地にみんなのトイレを設ける場合は、利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等)から当該みんなのトイレまでの経路
※	「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する」とある部分については条例規則第5条第4項の規定により「多数の者が利用する」と読み替える場合がある。

緩和措置

1 次のいずれかに該当する場合は、階段又は段を設けてもよい。

①上階及び下階との間の上下の移動に係る場合

②傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合

③敷地の状況、構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障がい者等が安全に通行することが可能な場合

2 敷地の状況により、やむを得ない場合は120cm以上

3 当該便所及びその他必要な場所を容易に視認できる場合は不要